

職場における 労働者が安全に働くために 新たな化学物質規制が 導入されます

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

POINT 1 ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT 3 化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT 2 リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT 4 自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1…国によるばく露の分類と危険性・有害性が確認された全ての物質が規制対象に追加
※2…製造・労働安全衛生法第59条第2項（製造・労働安全衛生法第59条第2項）の物質
※3…皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康障害を引き起こすことが明らかでない物質以外の物質が対象

これまでの以上に事業者の主体的な取組が求められます

ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまでの以上に重要になります

1

SDS及び作業現場の確認

2

リスクアセスメントの実施

3

保護具の着用

自律的な管理が今後の規制の基軸になります！

これまでの化学物質規制

このリーフレットは、「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第51号）」（労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和4年労働安全衛生法第91号））等の主要な内容が分かりやすく解説することを目的としたものです。改正の詳細については、これらの法令、省令を確認してください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

見直し後の化学物質規制

皮膚等への障害防止のため、保護具の適切な着用が求められます

皮膚等への障害を引き起こす化学物質を製造・取扱う業務に労働者を従事させる場合、物質の有害性に応じて、労働者に障害等防止用保護具を使用させなければなりません。

皮膚・眼刺激性
皮膚腐食性

※健康障害を起こすおそれのあることが明らかでない物質：義務
※上記を除き、健康障害を起こすおそれがないことが明らかでない以外の物質：努力義務

皮膚から吸収される健康障害を
引き起こす化学物質

ポイント！
化学物質の種類や取扱い内容により適切な保護具は異なります。必ず確認しましょう。

SDS等による情報伝達が強化されます

SDSの記載項目の追加や、定期確認・更新が必要になります

- 通知事項に「**想定される用途**及び**当該用途における使用上の注意**」が追加されます。
- 成分の含有量は、原則として、**重量％の記載**が必要になります。
- 「**人体に及ぼす作用**」を**定期的（5年以内ごとに1回）に確認・更新**することが義務付けられます。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際も情報伝達が必要になります

下記のような場合も、ラベル表示・文書の交付等の方法による、内容物の名称やその危険・有害性情報の伝達が義務付けられます。

- ✓ リスクアセスメント対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- ✓ 自ら製造したリスクアセスメント対象物を容器に入れて保管する場合

電子メールや二次元コード等でのSDS通知が可能になります

SDSの通知手段は、**譲渡提供をする相手方がその通知を容易に確認できる方法であれば、事前に相手方の承諾を得なくても採用可能**になります。

電子メールの送信

HPのURLや二次元コードの伝達

自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます

化学物質管理者等の選任が義務化されます

リスクアセスメント対象物を製造・取扱い・譲渡提供する事業者は、化学物質管理者の選任が義務化されます。

【選任要件】	【職務】
化学物質管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者	ラベル・SDS等の確認、リスクアセスメントの実施管理、ばく露防止措置の実施管理や、化学物質の自律的な管理に関わる各種対応等
リスクアセスメント対象物の製造事業場	専門的講義の修了者
上記以外の事業場	資格要件なし（専門的講義の受講を推奨）

また、リスクアセスメント結果に基づき労働者に保護具を使用させる事業場では、「**保護具着用管理責任者**」を選任し、有効な保護具の選択、使用状況の管理等に関わる業務に従事させることが義務付けられます

衛生委員会の付議事項が追加されます

衛生委員会の付議事項に下記を追加し、自律的な管理の実施状況を調査・審査を義務付けます。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置

健康診断結果やそれに基づく措置

雇入れ時に**化学物質の安全衛生に関する教育が全業種で必要**になります

一部の業種は省略されていた雇入れ時の危険有害作業に関する教育について、省略規定を廃止。

改正前

一部の業種は除外

改正後

全ての業種

ラベル・SDS通知、リスクアセスメント対象物質が大幅に増加します

改正前

674物質

改正後（順次追加後）

国がGHS分類済 約2900物質
＋以降順次に分類する物質

ラベル表示、SDS等による通知とリスクアセスメント実施の義務の対象となる物質（リスクアセスメント対象物）に、国によるGHS分類で**危険性・有害性が確認された全ての物質を順次追加**します。

R4年2月改正・R6年4月施行
発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性、急性毒性の分類で区分1に分類された**約700物質**を義務対象に追加予定。

R5年度改正・R8年4月施行予定
健康有害性の分類で区分2以下又は物理化学的危険性の区分1に分類された**約850物質**を義務対象に追加予定。

リスクアセスメント結果に基づきばく露低減措置が求められます

労働者がばく露される濃度を最小限度とすることや、濃度基準の遵守が義務付けられます

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度を最小限度にすることが義務付けられます。

さらに、厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、リスクアセスメント結果を踏まえ労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます。

ポイント！
リスクアセスメントやばく露低減措置では、**濃度基準値以下であるか**を必ず確認しましょう。その際、**推定ツール（CREATE-SIMPLE）**や、**実測法（個人ばく露測定、簡易測定法等）**を組み合わせる行うことが効果的です。

ポイント！
濃度基準値が定められていない物質は、「**米国政府労働衛生専門家会議（ACGIH）のばく露限界値**」等を参考に、当該濃度以下とするよう努めましょう。

CREATE-SIMPLE

個人ばく露測定

ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが選択します

リスクアセスメント結果を踏まえ、ばく露低減に向けた適切な手段を事業者自らが**選択の上、実施**します。

代替物質の使用

換気装置等を設置し稼働

作業方法の改善

有効な呼吸用保護具の使用

その他、必要に応じて医師等が必要と認める項目の**健康診断**を行い、その結果に基づき必要な措置や、**健康診断の記録を作成し、5年間保存**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

リスクアセスメント結果等に関する記録の作成・保存や、労働者の意見聴取が義務付けられます

リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、**記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存**することが義務付けられます。また、措置の内容と労働者のばく露の状況を、**労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存**することが義務付けられます。 ※がん原性物質は30年間保存

新たな化学物質規制に関するチェックリスト

新たな化学物質規制への移行に向け、チェックリストの各項目を参考に、施行期日までに対応できるよう、準備を進めましょう。

分野	関係法令	項目	質問	チェック	施行期日
化学物質管理関係の取組	労働安全衛生法第9条	ラベル表示・SDS等による通知の義務対象物質	ラベル表示や安全データシート（SDS）等による通知、リスクアセスメントの実施をしなければならぬ化学物質（リスクアセスメント対象物）が「国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質」へと拡大するのでしょうか？	①	令和7年4月1日（順次追加）
	労働安全衛生法第57条の2第5項の3	リスクアセスメント対象物の製造・取扱いを行う事業者の義務	リスクアセスメント対象物について、労働者がばく露される濃度を基準値以下としますか？	②	
	労働安全衛生法第57条の2第5項の3	濃度基準値設定物質について、労働者がばく露される濃度を基準値以下としますか？	③		
	労働安全衛生法第59条の2第5項の3	ばく露低減措置の実施	措置内容やばく露低減について、労働者の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（保存期間はがん原性物質が30年、その他は3年）	②、③	
	労働安全衛生法第59条の2第5項の3	皮膚等障害化学物質等への直接接点の防止	リスクアセスメント対象物以外の物質もばく露を最小限度に抑える努力を怠りませんか？（労働者に保護具を着用させるよう努力を怠りませんか？（労働者に保護具を着用させるよう努力を怠りませんか？）	②	
	労働安全衛生法第97条の2	衛生委員会の付議事項	衛生委員会と、自律的な管理の実施状況の調査・審査を行っていますか？	②、③	
	労働安全衛生法第34条の2第8項	がん等の把握強化	化学物質を取り扱う事業場で、1年以内2人以上の労働者が同様のがんに罹患したことを把握した場合は、医師の意見を聞いて、医師の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？（医師の意見を聞いて、医師の意見を聞いて記録を作成し、保存していますか？）	②	
	労働安全衛生法第34条の2第8項	リスクアセスメント結果等の記録	リスクアセスメントの結果と、ばく露低減措置の内容等について記録を作成し、保存していますか？（最低3年、またはがん原性物質が30年以降であれば次のリスクアセスメント実施まで）	②	
	労働安全衛生法第34条の2第10項	労働災害発生時の対応	労災が発生した事業場等で労働基準監督署長が必要と認めた場合に、改善措置計画を労働者に提出し、実施する必要があることと対応していますか？	③	
	実施体制の確立	労働安全衛生法第12条の5	化学物質管理者の選任	化学物質管理者を選任していますか？	③
労働安全衛生法第12条の6		保護具着用管理責任者の選任	（労働者に保護具を使用させる場合）保護具着用管理責任者を選任していますか？	③	
労働安全衛生法第35条		雇入れ時等の教育	雇入れ時等の教育で、取扱う化学物質に関する危険有害性の教育を実施していますか？	③	
労働安全衛生法第24条の1第1項第3号、第34条の2第3号		SDS通知方法の実効化	SDS情報の通知手段として、ホームページのアドレスや二次元コード等が認められるようになったことを知っていますか？	①	
労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号		「人体に及ぼす作用」の確認・更新	5年以内ごとに1回、SDSの変更が必要を確認し、変更が必要な場合には、1年以内に更新して顧客などに通知していますか？	②	
労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号		SDS記載事項の追加等	SDS記載事項に、「想定される用途及び当該用途における使用上の注意」を記載していますか？	③	
労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号		別容器等での保管	SDS記載の成分の含有量は10%未満ではなく、重量％で記載していますか？ ※含有量が10%未満の場合は、濃度範囲による表示も可	③	
労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号		個別規則の適用除外	リスクアセスメント対象物の製造・取扱いに該当する事業場において、ラベル表示や文書の交付等により、労働者のばく露を最小限度に抑える努力を怠りませんか？	②	
労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号		個別規則の適用除外	労働安全衛生法が適用と認められた事業場は、個別規則の適用除外の管理を自律的に管理とすることができるとは知っていますか？	②	
その他		労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号	作業環境測定結果が第3管理区分の事業場	左記の区分に該当した場合に、外部の専門家による改善策の意見を聞き、必要な改善措置を実施していますか？	③
	労働安全衛生法第24条の1第2項第3号、第34条の2第3号	特殊健康診断	措置の実施でも区分が変更されない場合や、個人ラベルラベル等による結果に示した保護具の使用等を行ううえで、労働基準監督署に提出していますか？	②	

(注) 施行期日の①～③は以下に对应。
規制の変更が2段階に分けて実施される項目もある。
①2022年（令和4年）5月31日（施行済）
②2023年（令和5年）4月1日
③2024年（令和6年）4月1日

詳細はちろちろ

R4.8